

# 令和5年度福島県立ふたば未来学園高等学校 「米国・ニューヨーク研修」業務委託仕様書

## 1 目的

この仕様書は、ワールド・ワイド・ラーニング（WWL）構築支援事業による令和5年度福島県立ふたば未来学園高等学校「米国・ニューヨーク研修」業務（以下、本事業）の交通・宿泊・旅行保険等の計画立案、業務執行等に関する基本的な事項を定め、本事業の円滑な実施を図ることを目的とする。

## 2 本事業の概要

2015年9月の国連サミットで、貧しい国も、豊かな国も、中所得の国も、すべての国々が豊かさを追求しながら地球を守り、持続可能な社会を実現していくことを目指して、世界各国は、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を採択した。

本校の未来創造探究において取り組んでいる原子力災害からの復興や持続可能な地域づくりについての探究内容は、福島のみ課題ではなく、全世界が共有する「持続可能な社会づくり」の課題として考えられる。

ワールド・ワイド・ラーニング（WWL）構築支援事業における2年次海外研修では、米国・ニューヨークを訪問し、国際機関や世界の同世代と交流を行い、世界に福島を発信するとともに、世界とともに持続可能な社会づくりを考え、未来を創造していく一歩とする。

### (1) 研修概要

#### ① 派遣期間

令和6年3月16日（日）～3月25日（月） 10日間

#### ② 参加予定人員

生徒 12名

引率教員 3名

#### ③ 研修行程

月日（日本時間）	行程	宿泊場所	食事
3月16日（土）	空港～ニューヨーク空港～ニューヨークのホテル	ニューヨークのホテル	朝：各自 昼：機内食 夕：各自
3月17日（日）	ニューヨークでの研修 フィールドワークやホテルでのディスカッション	ニューヨークのホテル	朝：各自 昼：各自 夕：各自
3月18日（月）	AM：国連日本政府代表部との意見交換 PM：生徒計画研修	ニューヨークのホテル	朝：各自 昼：各自 夕：各自
3月19日（火）	AM：国連関係・Youth Delegate PM：国連内のツアー	ニューヨークのホテル	朝：各自 昼：各自 夕：各自

3月20日(水)	AM: 生徒計画研修 PM: ワークショップ for UNIS-UN	ニューヨークのホテル	朝: 各自 昼: 各自 夕: 各自
3月21日(木) 3月22日(金)	生徒国際会議 UNIS-UN 参加	ニューヨークのホテル	朝: 各自 昼: 各自 夕: 各自
3月23日(土)	班別自主研修	ニューヨークのホテル	朝: 各自 昼: 各自 夕: 各自
3月24日(日)	空港～ふたば未来学園高等学校	機内泊	朝: 各自 昼: 各自 夕: 機内食
3月25日(月)	空港～ふたば未来学園高等学校		昼: 機内食 夕: 各自

## (2) 研修内容

### ① 国際機関関係者との意見交換

国連日本政府代表部による「国連と日本・福島」に関する講義を聞き、福島の私たちが持続可能な世界の実現に向けて何をすべきなのかを考える。また、各国の国連関係者に福島復興に向けた自身の実践について発表を行い、持続可能な世界の実現について意見交換を行う。

### ② UNIS-UN での各国同世代との交流

国連職員の子弟等が通学する UNIS (国連国際学校) が主催し、各国の高校生が参加する生徒国際会議 UNIS-UN (会場: 国連総会会議場) に参加し、各国の同世代とグローバルな課題について議論を行い、交流する。

### ③ 現地 NPO と連携した同世代生徒意見交換

現地の NPO と連携し、NY の多様性を包含するコミュニティ形成について学ぶとともに、市内在住の同世代に福島復興に向けた自身の実践について発表し、グローバルな課題について意見交換を行い、交流する。

### ④ 現地行政職員や各国からの留学生との意見交換 (+本校卒業生との懇談)

NY 市の職員や世界各国から留学している大学院生等に福島復興に向けた自身の実践について発表し、福島と世界の課題解決について意見交換を行う。

### ⑤ シティズンシップに関するフィールドワーク

Schomburg Center for Research in Black Culture や Tenement Museum (移民博物館) で、NY におけるアフリカン・アメリカンや移民の歴史と、その記憶の伝承等について学ぶ。また、911 博物館の視察と意見交換を行う。

### ⑥ 生徒たちの計画による自由研修

多様性と能動的市民性が息づくニューヨークの文化を体感する。また、異国の地で行き先や移動手段も自分たち自身で計画し行動する経験を積む。

### 3 委託内容

- (1) 上記研修概要に基づく派遣場所への渡航、国内移動、現地移動、宿泊に必要な手配を行うこと。
- ① 業務の実施に当たっては、行程や感染対策において適切な指示を行い、業務全体が円滑に実施されるように十分留意すること。
  - ② 旅行中の事故防止及び不測の事態における対処に最善の努力を講じること。
  - ③ 航空券は直通便とし、航空会社はLCCを除き、渡航の座席については参加者全員エコノミークラスとし、まとまった座席を確保すること。
  - ④ 宿泊先については、下記の通り手配し、委託料の中から宿泊費用の支払いをすること。
    - (A) 生徒の宿泊先
      - ・研修先へのアクセスに差し支えの無い立地のホテル（ツインルーム可）を確保すること。
      - ・ホテルの宿泊部屋については、入り口及び窓等に施錠できること。また、温水がでるシャワールームを確保すること。
      - ・部屋又はホテル内にWi-Fi 利用環境があること。
    - (B) 引率教員の宿泊先
      - ・生徒の宿泊先と同じホテル（1人部屋）を2～3室確保すること。
      - ・宿泊部屋については、入り口及び窓等に施錠できること。また、温水がでるシャワールームを確保すること。
      - ・部屋又はホテル内にWi-Fi 利用環境があること。
    - (C) その他
      - ・毎日、ホテルにおいてミーティングや作業を行うため、全員（15名）で打ち合わせ可能な別室もしくは会議室付の宿泊部屋を常時確保すること。また、パソコンを接続可能な大型モニターもしくはプロジェクターを確保すること。
  - ⑤ 移動手段は、下記を手配し委託料の中から支払いをすること。それ以外は公共交通機関を利用する（自己負担）。
    - ・学校～空港間往路（15名乗車）
    - ・NY 空港宿泊ホテル間往復（15名乗車）
  - ⑥ 添乗員は同行しないこととするが、現地で支障がないように手配を行うこと。
  - ⑦ 研修期間のうち1日間（3/19）については通訳1名が同行することとし、通訳者は国連「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」に関する国連職員との議論を逐次通訳できる十分なスキル、専門知識、経験を有することとする。なお、同行日については3/19（土）4時間（昼食代含む）を想定するが、同行日についてふたば未来学園高等学校と協議すること。
  - ⑧ 「研修行程」に示す研修の内容に関しては、ふたば未来学園高等学校と協議をしながら、UNIS やNPOをはじめとした学校が指定する連携機関・訪問先と実施に向けた各種調整を行うこと。また、研修の所要経費や入場料等についても先方に確認し、委託費の中から支払うこと（UNIS-UN参加費を除く）。
  - ⑨ 引率教員が、常時メール等で日本と連絡を取ることができるようにWi-Fi ルーターを3台準備すること。
  - ⑩ ふたば未来学園高等学校と旅行者・引率教員及び生徒との緊急連絡体制を確立し、連絡手段として現地で使用できる携帯電話1台及びモバイルWi-Fi ルーターを準備すること。
  - ⑪ 出国税・空港税・ESTA取得料等の諸費用についても委託料から支出すること。
  - ⑫ 十分な感染症対策がなされた上で研修を実施できるようにすること。また、出入国の際に必要なとなってくる検査等を確保すること。
- (2) 参加生徒及びその保護者、引率教員に対し、事前に「旅行のしおり」を配付すること。

#### 4 研修に係る経費

- (1) 全行程の経費のうち、参加生徒の自己負担2,872,236円(239,353円×12名)を除いた額を委託料と定める。全行程とは、3月16日に参加者が学校に参集してから3月25日に解散するまでとする。
- (2) 生徒の自己負担金分は受託者において受理すること。生徒自己負担金は受託者の指定する時期、方法により参加者から直接受理するものとする。

#### 5 成果品

- (1) 令和5年度福島県立ふたば未来学園高等学校「米国・ニューヨーク研修」業務完了報告書(別紙様式)
- (2) 旅行等手配の内訳書(行程表、宿泊先手配、交通手段の手配、研修先の手配、宿泊者数、キャンセル料金等の根拠が分かる資料)(様式任意)
- (3) 「旅行のしおり」等行程が分かる資料(様式任意)

#### 6 契約内容の変更等

- (1) 参加者数の変更等により、契約金額に変更が生じた場合は、変更契約を締結するものとする。
- (2) 本仕様書に定められた業務内容の実施に当たっては、追加の費用負担が生じた場合においても、それが仕様を満たすために当然必要と認められるものについては、原則として受託者の負担とする。

#### 7 その他

- (1) 受託者はここに記載されていない事項についても現場の状況に応じ、誠意を持って対応しなければならない。
- (2) 受託者は、2月下旬～3月上旬に参加予定者とその保護者に対して、研修行程、安全対策、保険等に関する説明会を実施すること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と受託者が協議して定めるものとする。